

水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申案）

意見募集（パブリックコメント）の結果について

【概要】

意見募集期間：平成 26 年 11 月 25 日（火）～平成 26 年 12 月 24 日（水）

告知方法：環境省ホームページ及び記者発表

意見提出方法：電子メール、郵送及び FAX

【意見提出総者】

意見の提出者数：40 通

（内訳）

- ・地方公共団体：2 通
- ・NPO 等：2 通
- ・民間企業：6 通
- ・業界団体：5 通
- ・個人：25 通

【提出意見概要及び対応】

提出された意見の概要とそれに対する対応は次ページ以降に示すとおり。

【意見件数】100件（同旨意見含む）

章	項目	意見数
	総論	3
1 .	水銀の特性	1
4 .	これまでの取組	2
1 .	水銀排出規制制度の必要性	8
2 .(1)(a)・(c)	規制手法 測定	3
2 .(1)	排出基準、規制の実施主体	1
2 .(1)(b)	具体的な規制水準を設定するに当たっての基本的考え方	6
2 .(1)(b)・(2)	具体的な規制水準を設定するに当たっての基本的考え方 既存施設に係る規制手法	8
2 .(1)(c)	規制の実効性を確保するための措置	1
2 .(1)(c)	測定方法・規制の実効性確保のためのその他の措置	1
2 .(1)(c)	測定方法	2
2 .(3)	排出規制の対象施設の規模	13
2 .(4)	排出規制の対象施設の選定の基本的考え方	22
2 .(5)・(6)	事業者による自主的な排出抑制取組の責務 国民による自主的な排出抑制取組の責務	16
3 .(1)	大気排出対策の目標の設定	1
3 .(2)	インベントリー	5
3 .(3)	国及び地方公共団体の責務	6
	その他	1
	総計	100

No	該当ページ	意見全文	回答
総論			
1		<p>・水俣病を経験した日本が、水銀による環境汚染と健康被害を防止するため、先駆的な水銀対策を議論し、対策を進めていくことは非常に意義深いことだと考える。</p> <p>・そのため、引き続き必要な法整備、体制の構築を進め、早期に水俣条約を締結していただきたい。</p> <p>・また、条約の早期発効に向けて、積極的に国際調整等に努めていただきたい。</p> <p>・水俣条約対応検討小委員会 合同会合 報告書(案)22ページ(3-9実施計画)に記載されているように「条約を受けて実施する水銀対策の全体像や将来像を包括的に示し、各種施策の密接な連携を確保するため、国において実施計画を作成」することに加え、自治体や事業者が体制整備を行うために今後のスケジュール等を示すことは重要だと考えるので、ぜひ取り組んでいただきたい。</p>	<p>水俣条約の早期締結に向けて、本答申の取りまとめを受け、平成 27 年中に今般の水銀大気排出規制に係る所要の法整備(公布)を行う予定とされています。水銀大気排出規制の施行等の具体的なスケジュールについては、国において今後検討されますが、できる限り早期に周知すべきと考えます。</p> <p>なお、条約暫定事務局である国連環境計画(UNEP)によれば、平成 28 年(2016)～平成 29 年(2017)頃までの条約発効が見込まれています。</p>
2		<p>今後の検討スケジュールについて</p> <p>排出基準値、対象施設の規模及び測定方法等、水銀大気排出規制における重要な項目について「今後検討」とされているが、都道府県としての準備体制を整えるため、具体的な今後の検討内容を含めて、大気汚染防止法の改正スケジュールを明確にしていきたい。</p>	
3		<p>「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について」に関する意見募集が行われているのにあたり、以下のとおり、意見を表明する。</p> <p>はじめに</p> <p>私たちは、これまで蛍光管の適正処理のためのルールとシステムづくりをもとめてきたことから、「水銀に関する水俣条約」の採択についてはおおいに歓迎し、この「条約」が速やかに発効し、水銀に関する管理が国内外で推進されることを期待している。</p> <p>今回、日本がこの条約について批准していくための国内担保措置として一連の検討作業がすすめられ、今後の水銀対策の枠組みがとりまとめられたことについても評価したいと思っている。</p> <p>この意見募集をふまえ、今後の取組みがさらに推進され、より有効な対策がとられていくことを願い、以下の点を指摘しておきたい。(以下、各項目に関する意見のため省略)</p>	<p>水俣条約の早期締結に向け今後ともしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。</p>
1. 水銀の特性			
4	P1	<p><本文></p> <p>「排出された水銀は大気、海洋等を通じて全世界を循環する長距離移動性を有するほか、高い環境残留性や生物蓄積性を有しており、食物連鎖を通じて高次捕食動物に高濃度に蓄積されやすい」</p> <p><意見></p> <p>・食物連鎖だけでなく、魚類等ではえら呼吸等体表面からの吸収による蓄積も考えられるため、「食物連鎖を通じて」を「食物連鎖とえらや体表面からの取り込みによる生物濃縮の過程で」とすべきである。</p> <p><参考></p> <p>・生物濃縮の過程において、水中の水銀濃度が高い場合は、えらや体表面からの取り込みによる寄与が、水銀濃度が低い場合は、食物連鎖による寄与が大きくなるとのこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「食物連鎖を通じた生物濃縮等」と修正します。</p>
4. これまでの取組			
5	P3	<p>これまでの大防法で水銀の総量規制制度の導入が行われていないことと、廃棄物焼却施設からの水銀排出規制値の設定も行わ</p>	<p>ばい煙排出規制やダイオキシン類排出規制等への対応として従来から導入され</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
		れていないなど、取組が不十分であることの認識がない。	ている排ガス処理装置は、水銀の排出抑制にも一定程度の効果があるものと考えられ、大気環境中の水銀濃度は指針値を下回っていることから、国において他物質のリスクや規制の程度等を総合的に判断し、有害大気汚染物質として対策が推進されてきたところです。
6	P3	<p>背景の「4.これまでの取組」の内容について、廃棄物焼却施設などの大気排出規制を実施して来なかったことに触れていないのは不適切である、</p> <p>モニタリングで指針値を超過したことがなかったことが書かれているが、東京都の廃棄物焼却施設の排気が自主規制値を超えたときにモニタリングでは異常が見つからなかったことを見ても明らかのように、問題がなかった証拠にならないものであり、モニタリングに対する認識を正しく改める必要がある、と考えます。</p>	<p>これまでの取組としては、有害大気汚染物質対策の枠組みに基づき指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）を設定していること、ばい煙排出規制やダイオキシン類排出規制等への対応として従来から導入されている排ガス処理装置が水銀の排出抑制にも一定程度の効果があると考えられること等、行ってきた取組を記載しています。</p> <p>水銀の大気環境中の濃度についてのモニタリングは、これまで有害大気汚染物質の一つとして、長期曝露による健康影響リスクを考慮して実施してきたところであり、個別の施設からの一時的な異常値を検出するためのものではなくモニタリング自体は適切と考えます。</p>
1. 水銀排出規制制度の必要性			
7	P4	水俣条約を踏まえた新たな規制措置を設ける必要があるとの提案には賛成で、自然由来の水銀も含めて水銀含有製品の製造から流通、消費、廃棄、回収、破碎・焼却・埋立に至る全課程における水銀排出ゼロを目指した総合的な規制制度の導入を検討すべきである。	<p>水俣条約は水銀の採掘から廃棄までのライフサイクル全般にわたる広範な内容であることを踏まえ、中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループの合同会合においては包括的な水銀対策制度の創設について、中央環境審議会循環型社会部会においては水銀廃棄物対策について、検討されています。</p> <p>こうした検討に基づく措置と相まって総合的な制度としていく必要があると考えます。</p>
8	P2 P4	水銀の大気排出、日本は全世界排出量に占める割合が約1%とはいえ、水俣病の経験国、そして、条約名まで「水俣条約」としてしまっただけからは、名前に恥じない、世界に誇れる水銀の大気排出規制を実施し、排出抑制策を明確に示してほしい。	<p>今般の水銀の大気排出対策としては、対象施設の設置に関する届出、排出基準の遵守義務、測定義務、排出基準を継続して違反した場合の所要の命令等の排出規制制度を構築する必要があると考えます。</p>
9	P4	水銀による環境汚染と健康被害の防止のため、速やかに具体的な排出基準値、測定手法、対象施設を明確にし、必要な法整備、体制の構築を行っていただきたい。	
10	P2 P4~5	<p>水銀大気排出対策として排出基準を設定する必要はないのではないか。（理由）</p> <p>現行の大気汚染防止法に基づく運用で水銀排出対策が満足できない理由が不明である。水俣条約の主旨（ライフサイクル全般にわたって包括的な規制を行う）を踏まえると、世界における水銀の大気排出を抑制する必要がある。</p> <p>一方、世界における地域別水銀大気排出量によると、日本が占める割合は1%と言われており、日本のみが規制を強化しても</p>	<p>水俣条約は、大気中の長距離移動性、環境中の残留性、生態系における生物蓄積性及び人健康及び環境への重大な悪影響があるという水銀の特性を踏まえ、世界的に水銀の排出量を可能な限り低減させることを目的として大気排出源の規制を行うこととされたものです。</p> <p>水俣病を経験した我が国としては十分な担保措置の伴う制度により、条約の実施</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
		1%程度の貢献しかならず、わずかな効果に対して事業者に設備投資など過度な費用負担を求めることとなる。	を確保することが重要であり、ばい煙排出規制は、水銀に着目した制度ではないことから、水俣条約を踏まえた新たな規制制度として、排出基準やその遵守のための担保措置規定等を設ける必要があると考えます。
11	P2 P4	<p>地球全体でのマーキュリー・ミニマム(答申案 P5 (事務局注: 第8回小委員会資料3の4ページ))を考えた場合、全世界に占める割合が1%(答申案 P3 (事務局注: 第8回小委員会資料3の2ページ))しかない我が国で殊更大気規制を強化することに実質的な意味があるとは思えない。</p> <p>我が国としては国外への水銀輸出を規制し、その上で海外で排出される水銀が減るよう技術援助や資金援助をする方が理に適っている。</p> <p>また、条約で規制対象となった施設には海外と同程度の排出規制は必要であるが、それ以上に厳しい規制をかける必要はなく、ましてや規制対象になっていない施設にまで規制をかけるのはパフォーマンスにしかならず、他国もそんな事に期待しているとは思えない。排出量の多い途上国での対策にこそ我が国は貢献すべきである。</p>	<p>水俣条約は、大気中の長距離移動性、環境中の残留性、生態系における生物蓄積性及び人健康及び環境への重大な悪影響があるという水銀の特性を踏まえ、世界的に水銀の排出量を可能な限り低減させることを目的として大気排出源の規制を行うこととされたものです。</p> <p>ご指摘のとおり、地球全体での水銀排出量の削減のためには、開発途上国における水銀大気排出抑制が必要ですので、技術援助等の支援を行っていく必要がありますが、水俣病経験国である我が国としては、条約の趣旨を積極的に捉え、国内においても、十分な担保措置の伴う制度により、条約担保措置を講ずることが重要であると考えます。</p>
12	P4	<p>「水俣病経験国である我が国としては、～できる限り抑制していくこととし、」</p> <p>「マーキュリー・ミニマム」の環境の構築のためであれば、国内の排出量をできる限り抑制するよりも、排出量の低い国内での削減は条約で定められている最低限の削減とし、海外での削減に注力する方が、経済合理性があり、かつ条約の趣旨にも則るものとする。</p>	
13	P2~4	<p>日本の水銀排出実態としては、排出量では全世界排出量に占める割合が約1%程度とわずかであり、さらに電力の排出水準は小委員会でも提示したとおり諸外国と比較して非常に低く、日本全体の排出量への寄与割合も5%程度となっている。これらの結果として、日本の大気中の水銀濃度は指針値を大幅に下回る状況にある。(指針値 40ngHg/m³ に対して H24 年度の全国平均濃度 2.1ngHg/m³)</p> <p>こうした実態は、石炭火力発電所等の大気環境対策に長年取り組んできた成果であり、加えて、将来の発電所新設の際には、BAT 導入により更なる水銀排出低減が期待できる。</p> <p>答申案において、国の水俣条約に対する積極的なスタンスは理解できるものの、今後国において規制を検討される場合は、上記の日本における排出実態や国内よりも排出量の多い海外での削減による費用対効果が大きいこと等を十分に考慮し、経済合理性・国際公平性の観点から、過度な規制とならないようお願いしたい。</p>	<p>水俣条約は、大気中の長距離移動性、環境中の残留性、生態系における生物蓄積性及び人健康及び環境への重大な悪影響があるという水銀の特性を踏まえ、世界的に水銀の排出量を可能な限り低減させることを目的として大気排出源の規制を行うこととされたものです。</p> <p>水俣病を経験した我が国としては十分な担保措置の伴う制度により、条約担保措置を講ずることが重要であり、ばい煙排出規制は、水銀に着目した制度ではないことから、水俣条約を踏まえた新たな規制制度を設ける必要があると考えます。</p> <p>具体的な排出基準の値については、ご指摘も踏まえ、経済的及び技術的考慮を払いつつ、排出源分類ごとの排出状況及び排出抑制技術の状況について十分に調査・検討を行い、これらを勘案した上で、現実的に排出抑制が可能なレベルとなるよう検討していく必要があると考えます。</p>
14	P4	日本国内では、現状で水銀の健康被害が新たに発生するリスクは、ゼロとも言えるほど管理されている。よって水俣条約の対応においては、経済活動を阻害しないよう、新たな規制は最小限に留めるべきである。	
2.(1)(a)規制手法・(c)測定			
15	P4~5	<p>・意見概要 水銀を除去するための施設の種類・構造や、運転管理方法において、現行大防法のばい煙排出規制に係る対策と合わせて最適な組合せを選択することができることと追記をお願いする。</p> <p>・意見の内容 産業用石炭燃焼ボイラー等の対象施設は、既存、新設を問わず、</p>	ご指摘のように、水銀濃度に係る基準に適合するために事業者が講じる対策としては、その事業活動に応じて対応する必要があるばい煙排出規制等への対策と併せて、水銀除去設備の種類・構造や運転管理方法等の改善等の最適な組合せを選択す

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>現行の大気汚染防止法（以下、大防法と略す）のばい煙排出規制を受けるとともに、指定地域ではSO_x排出量の排出量による排出限度値規制があり、さらに地方自治体との間に公害防止協定を締結している場合が多く、現行大防法のばい煙排出規制に上積み規制を課されている。</p> <p>水銀の大気排出に関して、排出口における濃度による排出限度値規制を布くことは了解できるが、『濃度基準に適合するために事業者が講じる対策として、水銀を除去する設備の種類・構造や、運転管理方法の改善等について事業者が自ら判断してその事業活動に応じ最適な組合せを選択することができる』という内容では、水銀排出濃度基準のみに適合させるとも解釈できる。そのため、『ばい煙排出規制に係る対策と合わせて、事業者が自ら判断してその事業活動に応じ最適な組合せを選択することができる』とされるべきと考える。</p>	<p>ることができると考えます。</p> <p>ただし、本記述は、構造・設備規制と排出限度値制を比較した場合の違いを述べているため、原案通りとすることが適当と考えます。</p>
16	P4~5	<p>大気排出対策の在り方の「2. 水銀排出規制制度枠組み（1）新規施設に係る規制」の内容について、</p> <p>総量規制的手法を取り入れるべきである、と考えます。</p>	<p>総量規制手法は活動量等の要素に影響されることから、排出抑制技術水準に対応した基準値を設定できるという点で、濃度による排出限度値による規制手法の方が、利用可能な最良の技術を適用して水銀の大気排出量をできる限り削減していくという水俣条約で定める規制に適したものと考えます。</p>
17	P4~5	<p>既存施設に対して現行の濃度規制に加えて総量規制を導入し適用すべきであることと、基準値については「利用可能な最良の技術に適合」した値を設けることはそのとおりであるが、さらに排出総量の「最小化」（ゼロ・エミッション）を目指すべきである。</p> <p>現行の濃度規制に加えて新たに総量規制制度を導入すること、そのために排ガス中の水銀の連続測定を義務付けるべきである。</p>	<p>測定方法については、規制の対象となる事業者及び規制を実施する行政双方に対して過度な負担を強いることのない合理的な測定方法となるよう、今後検討を行う必要があると考えます。</p>
2.(1) 排出基準、規制の実施主体			
18	P4~6	<p>【水銀排出規制の手法について】</p> <p>「2-(1)a および b」で示された規制手法については現実的な判断のように思われるが、具体的な排出基準の値については大気汚染による環境リスクの削減を図る立場から精査し、決めていただきたい。</p> <p>また、「2-(1)c」で「規制の実施主体」について「都道府県知事及び大防法第31条第1項の政令で定める市の長」とされているが、実効性が確保できるように国としても必要な取組みを行っていただきたい。</p>	<p>排出基準は、ばい煙排出規制における排出基準のように環境基準等の環境上の目標の維持達成を目指す観点から設定するのではなく、水俣条約第8条第4項を踏まえ「利用可能な最良の技術に適合」した値として設定する必要があると考えます。</p> <p>規制の実施主体は都道府県知事等が担うことが適当と考えますが、国においても、都道府県知事等による規制の実効性確保のために必要な支援をしていくべきと考えます。</p>
2.(1)(b) 具体的な規制水準を設定するに当たっての基本的考え方			
19	P5	<p>現行の大気汚染防止法のばい煙発生施設に係る基準と整合を図るべきである。</p>	<p>ばい煙排出規制制度は水銀に着目したものでないことから、条約の実施を確保するため、これらの枠組みとは別途に、新たな規制制度を設ける必要がありますが、具体的な排出基準の値については、経済的及び技術的考慮を払いつつ、十分な調査・検討の上、現実的に排出抑制が可能なレベルとなるよう今後検討していく必要があると考えます。</p>
20	P5	<p>一般廃棄物処理施設での焼却については、他の業種とは違い、水銀含有物の処理を前提としておらず、やむを得ず混入しているものであり、一般廃棄物中に限度を超えた高濃度水銀が含まれると最良の技術をもってしても水銀を排出することから、排出限度</p>	<p>ご指摘も踏まえ、排出基準については、経済的及び技術的考慮を払いつつ、排出状況及び排出抑制技術の状況について十分な調査・検討を行い、これらを勘案した上</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
		値などの規制をかけるにしても配慮すべきである。	
21	P5	<p>「ただし、その排出基準値については、施設の大幅な改変が必要な場合等技術的な制約もあり得ることから、既存施設の種類ごとに講じられている水銀除去の対策の実態を調査・把握し、水銀の排出削減に有効と評価される対策を踏まえ、新規施設とは別に、既存施設としての「利用可能な最良の技術に適合」した値を設けることが適当である。」とあるが、この中で技術的制約に言及されている点は評価するが、一方で、技術そのものが、あるいは、技術的な制約に起因して、経済的合理性を欠く場合があり得ることも考慮して頂き、事業者に過度の負担が掛かることのない枠組として頂きたい。</p> <p>セメント業界は、普通なら最終処分場に置かれて、常にその処理余力が問題となる廃棄物を、技術開発を通じてその原料等として有効利用することによって、日本国内の最終処分場の延命という形で貢献してきており、日本の循環型社会の一翼を担っているものと自負しております。このような現状を是非評価して頂き、業界のそのような機能が失われることのないような枠組として頂きたい。</p>	で、現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることとして今後検討していくべきと考えます。
22 23	P5	<p>「このため、排出基準は、経済的及び技術的考慮を払いつつ、排出源分類ごとの排出状況及び排出抑制技術の状況について十分に調査・検討を行い、これらを勘案した上で、現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることとする。」</p> <p>との記載があるが、検討に際しては、経済的及び技術的考慮だけでは、既存の社会への検討としては不十分と考えられる。そこで、下記の文章に修正いただきたい。</p> <p>「このため、排出基準は、経済的、技術的及び循環型社会への考慮を払いつつ、排出源分類ごとの排出状況及び排出抑制技術の状況について十分に調査・検討を行い、これらを勘案した上で、現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることとする。」</p> <p>(同旨他1件)</p>	<p>規制対象施設はそれぞれ様々な社会貢献をしていることから、個別の貢献に関する考慮については記載しないこととします。</p> <p>なお、廃棄物の再生利用等に資する施設に係る排出基準については、排出状況及び排出抑制技術の状況について調査・検討を行う中で廃棄物の再生利用等の実態についても十分に勘案した上で、現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることとして今後検討していくべきと考えます。</p>
24	P3 P5	<p>【上乘せ基準について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見概要 局地的な上乘せ基準の設定は避けるよう促すべきである。 ・意見の内容 <p>4ページ24行目(事務局注：第8回小委員会資料3の3ページ24行目)の記載の通り、大防法第22条第1項(常時監視)等の規定に基づき、平成10年度以降、全国約300地点で水銀の大気環境中濃度についてのモニタリングを実施しているが、測定開始以来これまでに指針値を超過した測定地点はなく、局地的な対応の必要性は無い。</p>	<p>今般の水銀排出規制は、環境中を循環する水銀による人の健康及び環境への影響全般に着目したものであり、我が国全体としての水銀排出量の削減のために行うものです。</p> <p>そのため、ばい煙規制のように地域の汚染状況に応じて公害対策を講ずるために上乘せ基準の設定を積極的に認める必要性は乏しいと考えられ、国は地方自治体に今般の水銀大気排出規制の趣旨の周知に努めるべきと考えますが、地方自治法に基づく条例の制定権を制限することはできないと考えます。</p>
2.(1)(b) 具体的な規制水準を設定するに当たっての基本的考え方・(2) 既存施設に係る規制手法			
25 26	P5~7	<p>3パラ目の最後の文章(事務局注：第8回小委員会資料3の7ページ2行目)に下記の文言を追加していただきたい。</p> <p>「・・・既存施設としての「利用可能な最良の技術に適合」した値を設けることが適当である。なお、検討に際しては、現状の実態を踏まえながら、新規施設と同様に、技術に加え、経済的及び循環型社会へも配慮をすることが必要である。」</p> <p>具体的な基準値については、今後検討して頂くべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>「ただし、その排出基準値については、施設の大幅な改変が必要な場合等技術的な制約もあり得ることから、既存施設の種類ご</p>	<p>規制対象施設はそれぞれ様々な社会貢献をしていることから、個別の貢献に関する考慮については記載しないこととします。なお、廃棄物の再生利用等に資する既存施設に係る排出基準についても、新規施設に係る排出基準と同様、排出状況及び排出抑制技術の状況について調査・検討を行う中で廃棄物の再生利用等の実態についても十分に勘案した上で、現実的に排出抑制が可能なレベルで定めることとして今</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>とに講じられている水銀除去の対策の実態を調査・把握し、水銀の排出削減に有効と評価される対策を踏まえ、新規施設とは別に、既存施設としての「利用可能な最良の技術に適合」した値を設けることが適当である。」とあるが、技術の適用や規制のあり方に関して、あくまでも技術には経済的合理性の判断があることや、それら技術の適用においても即適用可能なものは極めて少ないという現実を客観的に認識して頂いた上で、事業者に過度の負担が掛かることのない、また、さらに大きな視点で、日本特有の大きな問題となっている最終処分場不足という事態に対して大命題となっている国内の循環型社会形成に影響を与えない、フレキシブルな制度として頂くことが必要と考えられるためである。 (同旨他1件)</p>	<p>後検討していくべきと考えます。</p>
27	P5~7	<p>「排出基準は、技術に加え、経済的及び循環型社会における役割にも配慮して検討していくことが適当である」という文言をP8の3行目(事務局注:第8回小委員会資料3の7ページ3行目)辺りに追加して頂きたい。</p> <p>・理由 新規施設とは別に、既存施設としての「利用可能な最良の技術に適合」した値を設けることが適当である。」とあるが、技術の適用や規制のあり方に関して、あくまでも技術には経済的合理性の判断があることや、それら技術の適用においても即適用可能なものは極めて少ないという現実を客観的に認識して頂いた上で、事業者に過度の負担が掛かることのない、また、さらに大きな視点で、日本特有の大きな問題となっている最終処分場不足という事態に対して大命題となっている国内の循環型社会形成に影響をお与えない、フレキシブルな制度として頂くことが必要と考えられるためである。</p>	
28	P5~7	<p>・意見内容 「循環型社会形成における役割にも配慮して基準値を検討していくことが適当である」という文言を、P8の3行目(事務局注:第8回小委員会資料3の7ページ3行目)辺りに入れてほしい。</p> <p>・理由 水銀の排出削減は重要なことであるが、既存設備では、「利用可能な最良の技術」に適合した値を設けるという条件で、業界一律に規制値が決定された場合、全ての既存施設が対応することは難しいのではないかと懸念される。 特にしわ寄せが来る静脈産業で、影響が大きいと考えられる。これら産業が存続できなくなると、現状の循環型社会形成が維持できなくなることが予想される。 経済的及び技術的考慮を払いつつという文言はあるが、これに加え今後の基準値検討で、検討者が確実に循環型社会形成を支えている産業に配慮する(存続可能な)ように、上記意見のような文言を明記することが重要と考える。</p>	
29	P5~7	<p>答申案に既存施設としての「利用可能な最良の技術に適合」した値を設けることが適当とある点について、セメント製造施設の排ガス処理設備で捕集したダストは全量を原料として再利用しており2次廃棄物を発生させていない点が、他の業界と大きく異なる点である。 又、セメント業界は他業界から発生する産業廃棄物を受入処理しているため、不可避免的に廃棄物に微量含有する水銀が持ち込まれているのが実情である。 セメント製造施設の排出限度値の設定については、利用可能な最良技術に適合させる以外に、他業界の産業廃棄物を処理し循環型社会構築に貢献している中で水銀が持ち込まれている点を踏まえて、経済合理性を十分勘案した上で排出限度値を設定すべき</p>	

No	該当ページ	意見全文	回答
		である。	
30	P6~7	<p>答申案 P7(事務局注:第 8 回小委員会資料 3 の 6 ページ)の(2)「既存施設に係る規制手法」では「既設の種類ごとに講じられている水銀除去の対策に実態を調査・把握し、水銀の排出削減に有効と評価される対策を踏まえ BAT に適合した値」とあるが、解釈としては、答申案では既存施設での BAT 水準は明確に示されていないこと、また水銀条約によれば既存施設には必ずしも BAT に基づく規制は要求されていないことを勘案しつつ、新規設備とは別に既存設備からの排出実態を踏まえた排出基準の設定を検討していくことと理解している。特に、既存施設はその年代の環境関連法規に則り適正且つ高度な技術を導入してきた歴史があり、これまでの事業者の努力にご配慮いただきたい。</p> <p>今後の排出基準の検討においては、世界における日本の排出水準や経済合理性・国際公平性の観点も考慮いただくとともに、セクター毎に係る事業者やメーカー等の専門家から委員を選出し、事業者等が保有する詳細データなどの活用・分析により排出実態を踏まえた議論をお願いしたい。</p>	<p>既存施設に係る排出基準については、ご指摘も参考にし、既存施設の排出状況や水銀除去対策の実態を調査・把握した上で検討していくべきと考えます。</p>
31	P6~7	<p>水銀大気排出対策小委員会では、附属書 D には掲げられていない施設のうち、附属書 D 対象施設と同等に水銀を相当程度排出している施設に関して、排出規制の対象にするか否かの議論は活発に実施された。</p> <p>反面、附属書 D に掲げる発生源の分類に挙げられている石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられている製錬及びばい焼の工程、廃棄物の焼却設備、セメントクリンカーの製造設備の既存施設の状況、新規施設に導入可能な水銀除去技術についてはほとんど議論されてこなかった。</p> <p>また、BAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)に関しては、現在 UNEP で BAT/BEP 専門家会合で協議していることから、専門家会合での合意後に具体的に議論されることとなっている。</p> <p>したがって、『新規施設とは別に、既存施設としての「利用可能な最良の技術に適合」した値を設けることが適当である』と限定するのではなく、『既存施設として「環境のための最良の慣行」を実施し、施設の規模、能力等に応じて「利用可能な最良の技術に適合」した値を設ける』とすべきと考える。</p>	<p>既存施設については、ばい煙排出規制等の従来の大防法における既存施設の取扱いと整合性をとる観点から、新規施設と同一の制度で措置することが適当とした上で、技術的な制約もあり得ることから、排出基準値は、既存施設として利用可能な最良の技術に適合するものを別途検討していくことが必要と考えます。</p> <p>なお、環境のための最良の慣行については、事業者による自主的な排出抑制取組の実施を責務として求めることにより、その利用促進につながるものと考えます。</p> <p>以上より、原案通りとすることが適当と考えます。</p>
32	P6~7	<p>【既存施設に係る排出基準値について】</p> <p>・意見概要</p> <p>既に世界各地で制度化されている基準値があれば、その設定根拠が参考となるかもしれないが、科学的に評価して妥当性を明確にすべき。日本の産業界は相応の対応が出来ているが、一部対応が求められる場合も想定し、時間的猶予も考慮すべきである。</p> <p>・意見の内容</p> <p>日本の産業界は大気汚染防止法等の枠組みにより、ばい煙等の排出抑制対策を講じてきており、その取組みの一環で水銀も十分に回収できている。その結果、世界における大気への排出量のうち日本の占める割合は 1%程度に止まっているなど、全体としては「既存施設としての利用可能な最良の技術」に基づく排出管理が行われていると考えるべき。</p> <p>ただし、個別には施設の運用方法を変更する改善努力や新たな設備導入といった対応が必要となる場合も想定し、その際対応するために必要な時間的猶予も考慮してほしい。</p>	<p>ご指摘も参考にして、既存施設に係る排出基準を検討していくべきと考えます。</p>
2.(1)(c) 規制の実効性を確保するための措置			
33	P6	<p>規制の実施主体における実効性の担保について</p> <p>規制の実施主体では、個々の規制対象事業所の BAT 実施状況</p>	<p>水銀に係る排出基準の遵守義務を課す規制対象施設に対して、その遵守状況等を</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>の確認、規制基準の遵守状況の確認及び施設の運転管理状況の確認等が必要である。そのため、それらの確認手段として、都道府県が「立入検査」及び「報告徴収」できる規定を設けるべき。</p> <p>また、事業者の義務の履行状況の把握と立入の優先順位を決めるため、事業者が行った測定結果を都道府県に報告すべき規定を設けるべき。</p>	<p>確認するために必要である都道府県知事等の権限については、ばい煙排出規制やVOC 排出規制と同様に設ける方向で検討していくべきと考えます。</p>
2.(1)(c)測定方法・規制の実効性確保のためのその他の措置			
34	P6	<p>排ガスの測定については、特に廃棄物焼却施設などその焼却対象物中の水銀濃度の変動が大きい場合には、連続測定を義務づけるべきである。なお、排出基準違反に対しては現行の大防法自体直罰規定を設けているはずである。</p>	<p>測定方法については、規制の対象となる事業者及び規制を実施する行政双方に対して過度な負担を強いることのない合理的な測定方法となるよう、今後検討を行うべきと考えます。</p> <p>ばい煙排出規制では、直接曝露による健康被害が想定されることから直罰規定となっていますが、VOC 排出規制では直罰規定は設けられていません。</p> <p>水銀の大気環境中濃度のモニタリングでは、平成10年の測定開始以来これまでに指針値を超過したことはないこと、水俣条約に基づく今般の水銀大気排出規制は、環境中を循環する水銀による人の健康影響等に着目した制度であることから、直罰規定を設ける必要はないと考えます。</p>
2.(1)(c)測定方法			
35	P6	<p>規制基準値設定における適合性評価方法、測定方法、頻度などの一体的な検討が必要である。</p> <p>答申案P7(事務局注:第8回小委員会資料3の6ページ)(c)「規制の実効性を確保するための措置」<測定>において、排出基準による排出規制を設ける場合、「平均的な排出状況を捉えた規制」を踏まえた排出基準に対する適合性評価の方法については、当該評価方法に対応する測定方法や頻度等と併せて具体的に検討していく必要があると考える。また、これまでの小委員会での議論のとおり測定値に幅・バラつきがあることから、これによる基準違反とならないような制度設計を検討する必要があると考える。</p>	<p>排出基準の適合性の判断が適切なものとなるようにという観点も含め、平常時における平均的な排出状況を捉えた規制となるよう、排ガス中の水銀濃度の測定方法を今後検討していくべきと考えます。</p> <p>また、排ガス中の水銀濃度には一定の変動があること及び水俣条約の趣旨を踏まえ、排出基準を継続して違反した場合に所要の命令等を行うことが適当と考えます。</p>
36	P5~6	<p>・意見概要 排出源分類ごとの排出状況を調査・検討することと並行して、排ガス中の水銀濃度の測定方法に関する検討を進めるべきである。</p> <p>・意見の内容 『排出源分類ごとの排出状況(中略)について十分に調査・検討を行い』とあるが、産業用石炭燃焼ボイラーにおいて、排ガス中の水銀濃度測定において、粒子状水銀の測定はJIS化されておらず、ガス状水銀の測定方法に関しても公定法が定まっていない状態である。また、欧米と比較しても、排ガス中の水銀濃度測定方法は、サンプリング方法、定量分析方法も異なっている。</p> <p>また、地域や周辺環境(隣接した工場に産業用石炭燃焼ボイラー等の水銀を大気排出する規制対象施設がある)によって、水銀源がない場合でも排ガス中に水銀が検出される事例もあることが判明している。</p> <p>したがって、排出状況の調査・検討を進めると同時に、排ガス中の水銀濃度測定方法、対象施設ごとのサンプリング方法、石炭中の水銀含有量の分析方法も含めた定量分析方法の検討も進めるべきと考える。</p>	<p>ご指摘を参考としつつ、測定方法に関する検討を行っていく必要があると考えます。</p> <p>なお、排ガス中の水銀濃度測定方法については、排出状況を適切に代表する試料を測定できるサンプリング時間、方法及び頻度に留意しつつ、規制の対象となる事業者及び規制を実施する行政双方に対して過度な負担を強いることのない合理的な測定方法となるよう、今後検討を行っていく必要があると考えます。</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
2.(3) 排出規制の対象施設の規模			
37	P7	(意見) 規制対象施設についての裾切りを設けるべきではない。 (理由) 小規模の施設で水銀等の有害物質の除去装置を設けていない場合には、大気への排出量は無視できないため。	<p>規制対象施設の規模については、条約第8条第2項(b)において各分類からの排出量の75%を含む水準であれば裾切り基準を設けることを認めていることから、原則として一定規模以上のものに限定することが適当と考えます。</p> <p>規制対象施設の規模等に関する基準については、水銀の排出実態を踏まえ、今後検討していくべきと考えます。</p>
38	P7	「対象施設の規模について、～が適当である。」 本記載については、P.5 9～10行目(事務局注:第8回小委員会資料3の4ページ9～10行目)の記載(水俣病経験国である我が国としては、水俣条約の趣旨を積極的に捉え、水銀の大気排出量をできる限り抑制していく)とそぐわない。水銀の大気排出量をできる限り抑制していきたいのであれば、一定規模以上のものに限定することは全く適当ではない。適当と考える理由(例えば経済合理性等)があるのであれば、本文に記載するべきである。	
39	P7	大気排出対策の在り方の「2.水銀排出規制制度枠組み(1)新規施設に係る規制」の内容について、 規模について裾切りするのではなく、小規模でも適切な方法で大気排出規制をするべきである、 と考えます。	
40 41	P7	「施設規模に関わらず水銀を確実に扱う～施設類型については規模の大小に関わらず対象～とすることも考えられる」とあるが、その施設の大小に関わらず大気汚染を引き起こす可能性があるため、規模の大小に関わらず規制の対象とすべきである。 (同旨他1件)	
42	P7	『施設規模に関わらず水銀を確実に扱う～対象外とすることも考えられる。』とあるが、対象とすべきである。	<p>規制対象施設の規模については、条約第8条第2項(b)において各分類からの排出量の75%を含む水準であれば裾切り基準を設けることを認めていることから、原則として一定規模以上のものに限定することが適当ですが、施設規模に関わらず水銀を確実に扱う施設類型については規模の大小に関わらず対象とすることも考えられます。</p> <p>こうしたことも踏まえ、規制対象施設の規模等に関する基準については、今後検討していくべきと考えます。</p>
43	P7	<本文> 「施設規模に関わらず水銀を確実に扱う又は基本的に扱わない施設類型については規模の大小に関わらず対象又は対象外とすることも考えられる。」 <意見> 水銀を確実に扱う施設については、規模の大小に関わらず規制の対象とすべきである。	
44	P7	・意見概要 水銀インプット有無を以って、規制対象施設を限定すべき ・意見の内容 条約対象の発生源に分類される施設であっても、そもそも水銀インプットが無いケースも想定されるが、そのような施設にも規制を課すことが合理的とは思われない。また、水銀排出抑制の観点からは、施設の規模で規制対象を区切ることには縛られず、規制を課すことが効果的と思われる施設をピンポイントで特定することが良いのではないかと。そのような考え方を踏まえると、例えば産業廃棄物は、マニフェストによってきちんとした管理・責任の紐づけが担保出来るものであるため、産業廃棄物については水銀を含有するものを特定し、それを処理する発生源を規制対象とするべきではないか。	
45	P7	廃棄物焼却施設の規制対象については水銀含有物の処理を含むか否かで対象施設を定める必要があると思われます。水銀含有物の廃棄物を指定するなどを行い、その処理を行わない施設は対象外とすべきです。廃棄物処理業者は比較的小規模事業者が多いため水銀含有物を処理しない(水銀排出量の極微)事業者の経済的な負担を軽減させる必要があるからです。水銀含有物の指定を行なう場合は、製品の水銀フリー化も進んで来ておりその点も考慮し、排出量に大きなインパクトがあるものに対象を絞り込むこと	<p>規制対象施設の規模については、条約第8条第2項(b)において各分類からの排出量の75%を含む水準であれば裾切り基準を設けることを認めていることから、原則として一定規模以上のものに限定することが適当ですが、施設規模に関わらず水銀(非意図的に含有するものを含む。)を基本的に扱わない施設類型については規模の大小に関わらず対象外とすることも考えられます。</p> <p>こうしたことも踏まえ、規制対象施設の規模等に関する基準については、今後検討していくべきと考えます。</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
		も必要かと思えます。	
46	P7	<ul style="list-style-type: none"> ・意見概要 規制対象となる施設については、水銀の取扱いの有無に基づいて規定すべきである。 ・意見の内容 水銀の大気排出の規制対象となる発生源であっても、水銀の取扱いが無い施設においては、水銀の大気排出への寄与度は小さいと考えられることから、事業者へ過度の負担をかけることなく水銀排出への規制を効果的に実施する観点からは、「水銀含有廃棄物」を特定したうえで、その水銀含有廃棄物を取扱う施設を限定して規制対とすべきと考える。 	
47	P7	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の概要 対象施設は、水銀を取り扱う施設のみとすべき。 ・意見の内容 水銀条約の目的は水銀の排出量を削減することにある。水銀を扱わない施設について規制を行うことは意味をなさない。更に、事業者の測定等の経済的な負担が増加するのみである。 	
48	P7	<p>規制対象となる施設については、水銀取扱いの有無を踏まえて定めるべき。</p> <p>水銀を取り扱わない施設においては、企業に過剰な負担を与えないために水銀を含む「産業廃棄物」を指定して規制対象を限定した方がよい。</p>	
49	P7	<p>水銀大気排出対策小委員会では、附属書 D に掲げる発生源の分類に挙げられている石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程、廃棄物の焼却設備、セメントクリンカーの製造設備の既存施設の状況、新規施設に導入可能な水銀除去技術についてはほとんど議論されてこなかった。</p> <p>そのため、産業用石炭燃焼ボイラーにおいても、製造事業所の製造用蒸気を生産するために抽気タービンによる自家発電を実施する目的で設置されたもの、共同発電所のように基本的にコンビナート等に安価な電力を供給する目的で設置されたもの、等の区別されることが十分に議論されたとは言えない。</p> <p>したがって、産業用石炭燃焼ボイラーにおいて、個々の施設の規模を議論する場合、生産用蒸気供給を目的とする施設と電力供給を目的とする施設とで異なる尺度で規模を評価すべきと考える。そのため、『規制対象施設は、原則として一定規模以上のものに限定することが適当であるが、規模の評価においては規制対象施設の種類、生産能力等を勘案して評価する』とすべきと考える。</p>	<p>ご指摘も参考としつつ、対象施設の規模に関する具体的な裾切り基準の検討を行っていく必要があると考えます。</p>
2.(4) 排出規制の対象施設の選定の基本的考え方			
50	P7	<p>(パラ1) 答申案記載の通り、水俣条約第8条の規定に基づき5分類施設を規制対象とすることは、我が国産業の国際的なイコールフィッティングを確保する上で極めて重要なことである。</p> <p>(パラ2) 答申案記載の通り、付属書Dに掲げられていない施設に関しては自主的取組による排出抑制を促すことは、VOC排出抑制の取組でその有効性が実証されているように、適切な方法である。</p>	<p>水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策としては、条約の附属書D対象施設を今般の水銀排出規制の対象とした上で、条約では対応を求められていないものの附属書D対象施設と同等に水銀を相当程度排出している施設については、水俣病経験国として水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、附属書D対象施設に準じた排出抑制取組を求めることが適切と考えます。</p> <p>このため、水銀を相当程度排出している施設については、他の一般的な事業者よりは一段、積極的な取組を求めることとして</p>
51	P7	<ul style="list-style-type: none"> ・意見概要 附属書 D に掲げられていない相当量の水銀を排出する施設は、自主的取り組みを推進すること。 ・意見の内容 水銀条約の対象施設には掲がらなかった施設に自主的取組 	

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>みを促進するとあるが、過去にも VOC など自主的な取り組みによって、大幅削減が達成されている。</p> <p>自主的取組で十分な効果が得られると考えられると考えている。</p>	います。
52	P7	<p>答申案 p.8 (事務局注：第 8 回小委員会資料 3 の 7 ページ) の 2.(4)に鉄鋼製造施設は附属書 D 対象施設に準じた排出抑制取組を求めることが適当と記載されており、そのこと自体は賛成である。ただ、水銀条約の対象外であること、並びにこれまで排ガス処理設備の整備により水銀排出抑制を進めて効果を上げており、過剰な管理基準の設定はさらなる設備投資につながり、中小企業などは経営圧迫につながる懸念される。鉄鋼業は、過去にも有害物質大気汚染物質等の抑制にも効果を上げてきた自主的な取組みで対応できるようお願いしたい。</p>	
53	P7	<p>規制の対象</p> <p>「石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程、廃棄物の焼却設備又はセメントクリンカーの製造設備に該当する施設は排出規制の対象とする」に賛同。そして、条約の規制対象外とはいえ、「鉄鋼製造施設」も排出抑制が進む取組を確実に求めてほしい。</p>	
54	P7	<p>国際的な公平性の観点から、規制対象は条約対象施設のみとすべきである。条約対象外であるが、条約対象施設と同じように水銀を排出している鉄鋼製造施設等は、事業者の自主的取組による排出抑制を推進すべきである。自主的取組は、VOC や有害大気汚染物質の対策でも効果が認められており、有効な手法であり、水銀排出抑制についても、有効に寄与するものと考えられる。</p>	
55	P7	<p>水俣病経験国である我が国として、水俣条約の趣旨に則り水銀の大気排出量を法的に規制していくことには賛成である。</p> <p>答申案の 8 ページ (事務局注：第 8 回小委員会資料 3 の 7 ページ) (4)排出規制の対象施設の選定の基本的考え方については国際的な公平性の点から、水俣条約第 8 条第 2 項(b)の規定に基づき附属書 D に掲げている 5 分類に止めたほうがよいと考えます。もともと我が国は大防法に基づく規制等により、世界トップクラスの排ガス対策がなされておりこのことは水銀の排出抑制にも寄与しているはずで、よって規制対象の 5 分類以外については答申案通り事業者の自主的取組でも国際的な競争力を維持しながら水銀排出抑制の十分な効果が得られるものと思われま</p>	
56	P7	<p>規制対象施設は水俣条約の対象施設だけで十分と思います。現在環境問題としてどの程度、問題になっているのかが不明確です。</p>	
57	P7	<ul style="list-style-type: none"> ・条約対象外ではあるが条約対象施設と同じように水銀を排出している施設については、事業者の自主的取組による排出抑制が望ましい。 ・国際的な公平性を鑑み規制対象は条約対象施設のみとすることが妥当で、鉄鋼製造施設等は自主的取組みで改善することが望ましい。 ・日本の鉄鋼産業は環境対策として排ガス対策がなされており、その排ガス対策は水銀排出抑制にも寄与している。 ・自主的取組みは VOC、有害大気汚染対策とも顕著な効果が確認されており有効な手法のため、水銀排出抑制についても効果的に機能する。 	
58	P7	<p>【排出規制の対象施設の選定の考え方について】</p> <p>規制の対象は、条約の対象施設のみとすべきである。条約対象外で水銀を排出している施設もある (鉄鋼業界など) が、自主的な取組ですでに排ガス対策などで十分排出抑制されており、排出</p>	

No	該当ページ	意見全文	回答
		規制の対象施設を条約対象外の施設まで広げる必要はない。	
59	P7	ばいじんや硫酸化物等の大気汚染物質の除去のために設置されている既存の排ガス処理設備（除塵設備や脱硫設備等）は、水銀の大気排出の抑制にも効果があることが確認されており、これらの排ガス処理設備を適切に運用することで水銀排出を抑制できると考えられる。また、事業者の自主的取組による排出抑制の取組については、揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制においてすでに目覚ましい効果を発揮している取組である。 以上を踏まえ、既存の排ガス処理設備を活用した事業者の自主的取組による水銀の排出抑制を推進すべきと考える。	
60	P7	・意見概要 条約対象外であっても条約対象の発生源と同等に水銀を排出する発生源は、事業者の自主的取組による大気排出の抑制を推進すべき。 ・意見の内容 ある程度の水銀大気排出量がある発生源について、条約の対象であるか否かに関わらず、きちんとした管理がなされるべき。 一方で、我が国の事業者は、VOCや有害大気汚染物質の排出抑制を自主的取組みによって成し遂げていること、自主的取組みは事業者の創意工夫を促し、より効果的な対策になることが期待されることを考慮すると、規制ではなく自主的取組みによる管理で十分と思われる。	
61	P7	条約対象外ではあるが条約対象施設と同等に水銀を排出している施設については、事業者の自主的取組による排出抑制を推進すべき。 企業の既存の環境保全設備は水銀の排出抑制に役立っていることからこれらを用いた自主的な排出抑制を推進した方が良い。	
62	P7	条約対象外でも水銀を排出している施設については、排出抑制を推進させるべき。 但し、日本だけが厳しくなるのは国際競争力が落ちるので、各事業者の自主的な取組により改善させるしくみでも十分。 日本の鉄鋼業は、十分な環境対策を実施してきており、他国の設備とは比較にならない位、排出量は少ないはず。	
63	P7	附属書 D に掲げられている施設だけでなく、水銀含有原材料を使用した生産工程や、中国等から水銀混入製品の輸入に伴って、製品の使用時における水銀蒸気の放出や、廃棄段階での中間処理等によって水銀の排出が現に発生しているため、対象施設の選定に当たっては網羅的に調査して規制対象施設に加えるべきである。	条約附属書 D 対象施設以外の施設については、我が国の水銀の大気排出量や大気環境中の濃度を勘案すると、今般の水銀排出規制の対象とする必要はないものの、水俣病経験国として水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、附属書 D 対象施設と同等に水銀を相当程度排出している施設については、附属書 D 対象施設に準じた排出抑制取組を求めることが適切と考えたものです。 このため、水銀を相当程度排出している施設については、他の一般的な事業者よりは一段、積極的な取組を求めることとしています。
64 65 66	P7	「他方～鉄鋼製造施設～附属書 D 対象施設に準じた～」とあるが、3頁（事務局注：第 8 回小委員会資料 3 の 2 ページ）2.（2）項の国内における水銀の大気排出によれば、鉄鋼製造施設はセメント製造施設に次いで、2 番目の排出となっているので、他のカテゴリーへの公平性が欠けるので、排出基準順守義務を求め、排出規制の対象施設にすべきである。 （同旨他 2 件）	
67	P7	<本文> 「附属書 D には掲げられていない施設のうち、鉄鋼製造施設のような我が国において附属書 D 対象施設と同等に水銀を相当程度排出している施設については、水俣条約では対応を求められていないが、水俣病経験国として水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、附属書 D 対象施設に準じた排出抑制取組を求めることが適当である。 具体的には、排出基準遵守義務を求めないものの、事業者に対	

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>する法律上明文化された責務規定を根拠として、自主管理基準の設定、排出施設の新増設時における水銀を除去する設備の設置等の排出抑制措置の実施、排出状況の測定、自主管理基準達成状況について定期的な有識者等による評価・公表の実施、インベントリー策定への協力等、他の一般的な事業者よりは一段、積極的な取組を求めることとする。」</p> <p><意見> 3ページ(事務局注：第8回小委員会資料3の2ページ)(2)項の国内における水銀の大気排出によれば、鉄鋼製造施設はセメント製造施設に次いで、2番目の排出となっているので、他のカテゴリーへの公平性が欠けるので排出規制の対象施設にすべきである。</p>	
68	P7	<p>大気排出対策の在り方の「2.水銀排出規制制度枠組み(1)新規施設に係る規制」の内容について、 廃棄物焼却施設を対象に是非とも加えていただきたい、と考えます。</p>	<p>水俣条約第8条第2条第2項(b)の規定に基づき、廃棄物焼却設備を含めた附属書Dに掲げられている5分類に該当する施設を排出規制の対象とする必要があると記述しています。</p>
69	P7	<p>事業者による自主的な排出抑制取組の責務 廃棄物焼却施設等、焼却炉の排ガス水銀に排出規制値をもうけてほしい。今、全国の自治体の中には、あらゆるものを可燃ごみとして、ガス化溶融炉などで処理している。重金属類等は、排ガスの規制対象になっていないため、現状では排ガスに移行が多い水銀などは、野放し状態で排出されている可能性もある。排ガス中の水銀の常時監視装置も、それに対応する技術もあるのだから、廃棄物焼却施設からの水銀の大気排出を確実に抑制してほしい。</p>	
70	P7	<p>【意見概要】 8ページ18～21行目(事務局注：第8回小委員会資料3の7ページ18～21行目)の「具体的な対象施設の範囲については、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)に基づくばい煙発生施設の施設概念にとらわれず、条約第8条及び附属書Dの趣旨に照らして適切に設定すべきである。」の削除が適当と思料いたします。</p> <p>【意見1】 現行大気汚染防止法施行令の別表第一のばい煙発生施設や別表第一の二の揮発性有機化合物排出施設に加えて、新たに水銀関係の排出施設を規定するお考えのようですが、そのような規定は設けず、当該部分の削除が適当と思料いたします。</p> <p>その理由は以下の通りです。 3頁15～18行目(事務局注：第8回小委員会資料3の2ページ15～18行目)に記載のように附属書Dの対象施設である()セメント製造施設(約29%)、()廃棄物焼却施設(約24%)、()非鉄金属製造施設(約5%)、()石炭火力発電所(約5%)及び対象外の鉄鋼製造施設(約25%)で約88%をカバーしており、75%(1)をクリアーしていることや、9頁の下から1～3行目(事務局注：第8回小委員会資料3の8ページ下から1～3行目)の「世界における我が国の水銀大気排出割合は1%程度に止まっていることや、我が国では従来から水銀の大気排出抑制にも一定程度資する大気汚染物質の排出抑制措置が講じられてきたこと」を踏まえると、附属書Dに記載の施設で十分だと思料いたします。</p> <p>1：条約上は、附属書Dの発生源毎のカバー率ですが、目安にはなりうと思料。</p> <p>附属書Dの施設は、下記の通り大防法施行令別表第一のばい煙発生施設の分類で対応ができており、現状のばい煙発生施設(大防法第二条第2項及び第六条、並びに同法施行令別表第一等)、揮発性有機化合物排出施設(大防法第二条第5項及び第十七条の</p>	<p>ご指摘部分は、附属書D記載の施設以外を対象とする趣旨ではありません。大気汚染防止法施行令別表第一に掲げるばい煙発生施設は複数の区分に該当する場合は主目的の区分のみに該当すると解されるため、例えば廃乾電池の処理を業として行う施設がばい煙発生施設の区分では金属の焙焼炉等と扱われていることがあり、この場合ばい煙発生施設の区分を用いて規制対象施設を定めると規制対象外となります。</p> <p>このため、今般の水銀排出規制では、こうした施設についてもばい煙発生施設の施設概念にとらわれず廃棄物の焼却設備等として対象とすることが適当、という趣旨で記載しています。</p> <p>また、ばい煙発生施設及びVOC排出施設の届出制度は水銀に着目したものでないことから、条約の実施を確保するため、これらの枠組みとは別途に、新たな規制制度を設ける必要があると考えます。</p> <p>以上より、原案どおりとすることが適当と考えます。</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>五並びに同法施行令別表第一の二（等）に、更に水銀関係施設の届出等が加わると事業者側の管理等が煩雑になり混乱を招き、かえってマイナスと史料いたします。</p> <p>石炭火力発電所 別表第一の一の項（石炭ボイラー蒸気による発電だから）</p> <p>産業用石炭燃焼ボイラー 別表第一の一の項</p> <p>非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程 別表第一の十四の項</p> <p>廃棄物の焼却設備 別表第一の十三の項</p> <p>セメントクリンカーの製造設備 別表第一の九項</p> <p>【意見2】</p> <p>排出抑制への、排出規制、附属書D対象施設に準じた排出規制、一般事業者の自主的排出抑制の3段階の措置対応のお考えには基本的には異論はありませんが、9月の第6回小委員会資料と比較すると、8頁18～21行目（事務局注：第8回小委員会資料3の7ページ18～21行目）に「具体的な対象施設の範囲については、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）に基づくばい煙発生施設の施設概念にとらわれず、条約第8条及び附属書Dの趣旨に照らして適切に設定すべきである。」が新たに追記されています。</p> <p>これを追記すると、「水俣条約では対応を求められていないが、……水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点」を超える理由を説明する必要があると史料いたします。</p> <p>必要理由は以下の通りです。</p> <p>（1）「水俣条約では対応を求められていないが、……水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から」では、本文に記載の以下の4点、特に や を跳ね返すだけの理由説明としては不十分だと史料いたします。</p> <p>8頁19～21行目（事務局注：第8回小委員会資料3の7ページ19～21行目）の「（排出規制の対象については、）……大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）に基づくばい煙発生施設の施設概念にとらわれず……設定すべき」</p> <p>8頁9～10行目（事務局注：第8回小委員会資料3の7ページ9～10行目）の「……水銀を確実に扱う……施設類型については規模の大小に関わらず規制対象」</p> <p>5頁7～8行目（事務局注：第8回小委員会資料3の4ページ7～8行目）の「……水銀の人為的排出の削減は、環境中を循環する水銀量を削減するために極めて重要……」</p> <p>5頁18～19行目（事務局注：第8回小委員会資料3の4ページ18～19行目）の「……水俣条約に基づく水銀大気排出規制は、それに限らず、環境中を循環する水銀による人の健康及び環境への影響全般に着目した制度」</p> <p>（2）鉄鋼製造施設を規制対象とせず、準じた排出抑制取組を求めるのであれば、「ばい煙発生施設の施設概念にとらわれない施設」も同じ位置付けだと史料いたします。</p> <p>また、意見1と重複しますが、8頁18～21行目（事務局注：第8回小委員会資料3の7ページ18～21行目）の「具体的な対象施設の範囲については、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）に基づくばい煙発生施設の施設概念にとらわれず、条約第8条及び附属書Dの趣旨に照らして適切に設定すべきである。」を削除すれば、「水俣条約では対応を求められていないが、……水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から」だけで十分な説明になっていると史料いたします。</p>	
71	P7 P9	<p>「水銀排出規制制度の枠組み」</p> <p>施設では無い排出源である、野焼き（廃棄物処理法上は一応合法的な、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却）についても規制を考えるべきではないの</p>	<p>水俣条約を踏まえた今般の水銀大気排出対策としては、世界における大気排出量が多い条約の附属書D対象施設を水銀排出規制の対象とすることが適切と考えま</p>

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>か。国の研究 (http://www.env.go.jp/chemi/tmms/2102/ref01.pdf)によれば、木くずの水銀排出係数 0.013-0.113g-Hg/Mg であり、一般廃棄物の焼却(0.034-0.0784g-Hg/Mg)と比べても遜色が無い数値である。草くずについてはデータは無いが、土壌から吸収していると考えれば木くずと同程度水銀が含まれていると考えるべきであり、それらの焼却による排ガスが何の処理も行われず、大気中に水銀が拡散されていることを野放しにしておくべきではない。</p> <p>なお、野焼きによる木くず・草くずの処分量について環境省は把握しているのか。把握していなければ、将来的にはインベントリーに計上するべきと考えるが如何か。</p>	<p>す。</p> <p>野焼きの正確な量の把握は困難ですが、現行制度上、野焼きは原則として禁止され、禁止の例外とされているものは、公益上若しくは社会慣習上やむを得ない廃棄物又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物に限られており、その主な対象は草や下枝であるところ、こうした「バイオマス燃焼からの再排出」は、UNEP の Global Mercury Assessment2013 においても「人為的排出」とは別の取扱いがなされていることを踏まえ、今後、インベントリーの策定・更新に当たり国において必要に応じて検討されていくものと考えます。</p>
2.(5) 事業者による自主的な排出抑制取組の責務・(6) 国民による自主的な排出抑制取組の責務			
72	P8	<p>条約対象である一般廃棄物焼却施設から水銀の大気排出を防ぐためには、上流側(排出側)での対策が最も重要であると考えているが、従前は有価物とされていた金属水銀が輸出制限されることにより、水銀の静脈物流が変わることも予想される。</p> <p>このような中、水銀添加廃棄物製品を確実に回収するためには、事業者や地方自治体・住民の取組が重要であると考えられ、実効性を担保するには、市町村等の負担を可能な限り少なくするような国の技術的・財政的な支援策を示す必要がある。</p>	<p>入口対策として、一般廃棄物については市町村等による分別回収を促進すること、水銀添加製品を廃棄する際に地方公共団体等のルールに則った適切な廃棄を引き続き行うこと、産業廃棄物については、排出事業者に対しマニフェスト等により水銀を含むことを明らかにすることを徹底することや、事業者が製品等を購入する際に水銀を含有しない又は水銀含有量の少ない製品等をできる限り選択する等の努力を求めることが必要と考えます。</p> <p>この論点と関連する具体的な対策は、中央環境審議会循環型社会部会において検討されています。</p>
73	P8	<p><本文></p> <p>「廃棄物の焼却設備等の排出源については焼却する対象物に混入する水銀含有物を可能な限り削減する」</p> <p>「入口対策として、一般廃棄物については市町村等による分別回収を促進し、産業廃棄物については排出事業者に対しマニフェスト等により水銀を含むことを明らかにすることを徹底する等具体的な廃棄物対策が実施されるよう措置する」</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気への水銀排出抑制のため、ぜひ上記の取組を進めていただきたい。 ・この取組をより実効的なものとするため、分別回収する廃棄物を明確にし、水銀を微量に含む蛍光灯やボタン電池等についても分別回収を義務付けるとともに、取組を加速化するため、市町村等に対し技術的、財政的な支援を行っていただきたい。 	
74	P8	<p>【分別収集について】</p> <p>一般廃棄物が不用意に埋め立て処分されることを防ぐのに有効である。</p> <p>また、非鉄二次製錬では資源循環のため一般廃棄物処理に由来する溶融飛灰を原料として処理しているが、これには水銀が濃縮しているので、一般廃棄物についての市町村による分別収集は非常に意味のある対策であり、資源循環スキームを維持していくためにも是非推進してほしい。</p>	
75	P8	<p>国民による自主的な排出抑制取組の責務</p> <p>地方公共団体等のルールが適切でない自治体が多い中で、「水銀添加製品を廃棄する際には地方公共団体等のルールに則った適切な廃棄を引き続き行う」では、堂々と、焼却炉や埋立処分場に入ってしまう。まずは自治体の、水銀使用製品等の分別回収が徹底するための方策を願う。</p>	
76	P8	<p>入り口対策、全国の自治体の半分程度は水銀使用製品を分別回収していても、何ら対策をとっていない自治体も多い。それらが、</p>	

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>可燃ごみや、不燃ごみとして堂々と処理されている。</p> <p>処分場の延命化が言われる中、不燃ごみも破碎後の可燃物の焼却を実施するにも、水銀廃棄物の残渣が入り交じり、焼却も困難になっている。「一般廃棄物については市町村等による分別回収を促進し」という自主的な取組、分別回収を促進するだけでなく、水銀使用製品を分別回収することを義務化してほしい。</p> <p>産業廃棄物についても、「排出事業者に対しマニフェスト等により水銀を含むことを明らかにすることを徹底する等具体的な廃棄物対策が実施されるよう措置する」程度ではなく、違法排出の歯止めになるのか。昨今、気象庁による、過去の「バッテリー投棄」が続々と報道されているが、より厳格な義務と責任を明確にしてほしい。</p>	
77	P8	<p>現在蛍光灯は、含まれている水銀を回収することなく埋立処分することが違法ではなく、またそのように処理・処分されている蛍光灯は全流通量の50%超と推測されるが、それでは水俣条約の精神に反すると考える。</p> <p>蛍光灯は、1本1本の水銀含有率は低いが世間一般に広く普及しておりトータルの水銀使用量は多いので、家庭から排出される一般廃棄物としての蛍光灯に関しては、市町村等による分別回収および水銀回収方式の中間処理を義務づけるべきである。そうしないと、例えば単なる不燃ごみという範ちゅうの廃棄物としてそのまま、あるいは破碎処理後含まれている水銀が回収されないまま埋立処分されてしまう。一度埋立処分された水銀は後から回収することはほぼ不可能であり、そうなると、将来的に水銀による土壌汚染、水質汚濁等を引き起こす原因になる可能性がある。こういった現在の蛍光灯の取り扱い方は明らかに水俣条約の精神に反している。また、産業廃棄物としての蛍光灯についても、同様に分別回収および水銀回収方式の中間処理を義務づけるべきである。また、排出者側に規制を設けるだけでは片手落ちなので、処理する側にも規制を設けるべきである。現在、市町村等や民間会社等の委託を受けて一般廃棄物としての、または産業廃棄物としての蛍光灯の処理を行っている会社があるが、上述したとおり、水銀回収方式の中間処理を行うこととの規制を設けるべきである。適正処理やりサイクルを謳っていても、水銀を回収しなければ水銀汚染を未然に防止することにはならない。さらに、蛍光灯にとどまらず、微量でも水銀を含有している水銀添加廃製品、例えばボタン電池等も、蛍光灯と同様に扱うべきである。さらに、平成4年までに水銀0使用を達成した筒形アルカリ・マンガン乾電池であるが、ごみとして廃棄される場合は、水銀0使用以前のものが混入していたり、水銀0使用であるかどうかを確認できない外国製のものが混入していたり、現在も水銀が使用されているものがある酸化銀ボタン電池、アルカリボタン電池、空気亜鉛ボタン電池等が混入していたりするので、これについても蛍光灯と同様に扱うべきである。</p>	
78	P8	<p>答申書のP9にあるとおり事業者と国民による自主的な排出抑制取組の責務でもある通り廃棄物処理業者に排出規制を行なうだけではなく、その入口対策(分別回収促進)もキッチリ行なうことができないと国全体で環境保全に取り組むという点での排出者と処分業者の公平性が担保できない。</p>	
79	P8	<p>廃棄物焼却の入口対策として、分別回収の促進はそのとおりであるが、家庭や事業所等でごみを排出する際、水銀含有製品廃棄物については「有害ごみ」扱いをして分別排出を義務付けるべきである。</p>	
80	P8	<p><本文> 「水銀添加製品を廃棄する際には地方公共団体等のルールに</p>	

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>則った適切な廃棄を引き続き行うことや、製品等を購入する際には水銀を含有しない又は水銀含有量の少ない製品等をできる限り選択すること等国民に対して一定の努力を求める」</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀添加製品の適正廃棄、代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換促進のため、事業者、国民に対して、上記取組をぜひ進めていただきたい。 	
81	P8	<p>【廃棄物焼却施設からの排出抑制のために】</p> <p>廃棄物焼却施設からの排出抑制のためには「 2 - (5) で示されたように、「入口対策」をしっかりと行う必要がある。すなわち、「一般廃棄物については市町村等による分別回収を促進し、産業廃棄物については排出事業者に対しマニフェスト等により水銀を含むことを明らかにすることを徹底する等具体的な廃棄物対策が実施されるよう措置する」ことが必要である。この対策が確実に推進されるように、関連部局間及び市町村との連携した取り組みを進めてもらいたい。</p>	
82	P8	<p>水銀含有廃棄物の適正処理及び焼却による水銀の大気排出抑制のため、処理を委託する者は、処理委託契約書の締結前に、処理を受託する者に WDS を必ず提供すべきである。更に、個々の水銀含有廃棄物の搬入前に、契約締結前の WDS と比べ性状・成分等が変化した場合は、処理を委託する者は、処理を受託する者に変更内容を WDS により必ず提示すべきである。</p> <p>特に感染性産業廃棄物を産業廃棄物焼却施設に投入する場合は、「梱包された状態のまま行う。」ことが“感染性廃棄物処理マニュアル”で規定されており、排出事業者により、予め水銀を含有する物の分別排出が必要であるとともに、WDS による情報提供がされるべきである。</p> <p>大気汚染防止法においても、上記のことは BEP として位置づけ、排出事業者が遵守することを確保されたい。</p> <p>産業廃棄物焼却炉の排ガス中の水銀は、ダイオキシン類のように炉の運転状況により合成されず、焼却対象物の水銀に起因するものであるが、産業廃棄物処理業者は受け入れる産業廃棄物について排出事業者から示される WDS やマニフェストを用いて適正処理を確保すること、さらに中小企業が多くを占める産業廃棄物処理業者の実情から考えると、産業廃棄物焼却施設から大気へ排出される水銀の連続測定の義務づけは過度なものと思われる。</p> <p>上記の項目を含め、「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申案）」に従い、大気汚染防止法の改正、改正後の同法の政令、省令を制定する際には、全国産業廃棄物連合会の意見を聴取されるとともに、パブリックコメントにより、産業廃棄物処理業者の意見に配慮願いたい。</p> <p>なお、検討を実施した当該小委委員会の議事録が第4回委員会までの分しか公開されていない。パブリックコメントの実施前に全ての議事録を公開するべきであった。</p>	<p>産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者に対しマニフェスト等により水銀を含むことを明らかにすることを徹底することや、事業者が製品等を購入する際に水銀を含有しない又は水銀含有量の少ない製品等をできる限り選択する等の努力を求めることが必要であると考えます。</p> <p>この論点と関連する具体的な対策は、中央環境審議会循環型社会部会において検討されています。</p> <p>なお、測定方法については、規制の対象となる事業者及び規制を実施する行政双方に対して過度な負担を強いることのない合理的な測定方法となるよう、今後検討を行うべきと考えます。</p> <p>ご指摘を参考としつつ、対象施設の設置に関する届出、排出基準の遵守義務、測定義務、排出基準を継続して違反した場合の所要の命令等の排出規制制度の構築に向けた検討を行っていく必要があると考えます。</p> <p>議事録については今後、迅速に公表するように努めてまいります。</p>
83	P8	<p>「産業廃棄物については～適当である」</p> <p>「水銀を含む」の定義について、廃棄物中に水銀が1原子でも含まれていれば「水銀を含む」ことになるのか。もしそうでないのであれば、環境省が考える「水銀を含む」の定義を示されたい。</p>	<p>ご指摘の点については、中央環境審議会循環型社会部会で検討されています。</p>
84	P8	<p>製品購入段階で、水銀含有の有無が確認できるように製品への表示の義務付けと、販売時の消費者等への告知を義務付けるべきである。</p>	<p>製品情報提供については、国民又は事業者が製品等を購入する際には水銀を含有しない又は水銀含有量の少ない製品等をできる限り選択する努力を求めることが必要と考えます。</p> <p>この論点と関連する具体的な対策は、中央環境審議会環境保健部会水銀に関する</p>
85	P8	<p><本文></p> <p>「水銀添加製品を廃棄する際には地方公共団体等のルールに則った適切な廃棄を引き続き行うことや、製品等を購入する際には水銀を含有しない又は水銀含有量の少ない製品等をできる限</p>	

No	該当ページ	意見全文	回答
		り選択すること等国民に対して一定の努力を求める」 <意見> ・この取組をより実効的なものとするため、水銀添加製品及び水銀添加製品が組み込まれた製品について、水銀が含まれていること、含まれている水銀量及びその廃棄方法（「水銀が含まれているため、自治体の分別に従って適正に廃棄すること」等の注意喚起や製造事業者等による自主回収ルートへの誘導等）を表示することを一般的な責務ではなく、法的に具体的に義務付けていただきたい。	水俣条約対応検討小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループの合同会合において検討されています。
86	P8	【廃棄物焼却施設からの排出抑制のために】 2 - (6) で示された「自主的な排出抑制取組」についても重要であり、そのための啓発・教育を重視すべきである。とくに、消費者・市民にとってわかりやすい情報提供が行われることはきわめて重要である。例えば、この間、私たちが進めてきた蛍光管の適正処理に関する啓発活動のなかでも、そもそも蛍光管に水銀が封入されていることについての認識がない消費者・市民が実に多かった。また、水銀がはいっていることがわかった以上、きちんとしたいという反応もよくみられるものであった。消費者・市民がその製品を手にする時、水銀が使用されていることをわかりやすく伝え、それが廃棄物になったときは適正に処理しなければならないことを明示してもらう必要がある。	
87	P8	消費者が水銀のない製品の購入が可能となるように表示の義務付けと告知の義務付けを行うべきである。	
3.(1) 大気排出対策の目標の設定			
88	P8~9	「水俣条約第8条第3項は～行っていくべきである」 現状においては計画や目標は作成しない、という解釈でよい。二文目（事務局注：第8回小委員会資料3の8ページ31~9ページ3行目）が計画・目標に全く触れていないので日本語としてわかりにくいので修正すべき。	目標に係る部分については、ご指摘を踏まえて「定量的な目標は定めず、」と追記するよう修正いたします。 実施計画については、具体的には中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループの合同会合において検討されており、国において作成すべきとされています。
3.(2) インベントリー			
89	P9	インベントリーの整備について インベントリーの整備については、原則、国の役割として、直接、国が整備すべき。ただし、規制の実施主体とされている都道府県等に測定結果が報告される規定が設けられたならば、それらのデータを国に提供することは可能。	規制対象以外の排出事業者における排出状況についても把握する必要があることから、排出事業者による自主的取組として排出状況に関する広範なデータを収集できるような体制を構築すべきと考えます。
90	P9	【インベントリーについて】 世界における我が国の水銀大気排出割合は1%程度に止まっていることを踏まえ、事業者の負担にならないような適当な頻度で実施すべき。	具体的なインベントリーの策定・更新方法については今後検討していくべきと考えます。
91	P9	【インベントリーについて】 水銀の大気への排出抑制対策として精度の高いインベントリーの作成が絶対に必要である。そのためには「3」で示されたような「排出事業者の自主的取組」だけでなく、一定の要件を満たす「排出事業者の報告義務」などもふくめた規制主体による確実な実態把握を担保する仕組みが必要なのではないか。	
92	P9 別紙	廃棄物焼却施設のシェアについて、別紙表1に示されているインベントリーは過小評価と推測されるので、見直しすべきである。	インベントリーの精度確保についてはこれまでも国において取り組まれてきた

No	該当ページ	意見全文	回答
		る。 国内に存在する焼却施設からの排ガス及び炉室等から外気へのリーク水銀濃度の測定と量の把握がほとんど実施されていないため。また、焼却施設以外に粗大ごみの破碎施設から排出される水銀量についての把握は皆無といつてよい。	ところですが、現行他制度におけるインベントリーの策定・更新方法を参考にしつつ、引き続き検討していくとともに、廃棄物焼却設備等において排出実態調査を実施することでインベントリーの精度向上に努めるべきと考えます。
93	P9	【水銀の大気排出状況について】 これまで水銀の大気排出状況についてなかなかまとまった資料がなかったように思われる。少なくとも消費者・市民が知る機会はなかったように思われる。今回、水俣条約を機にまとまったデータが示されるようになったことは大変ありがたいことだと思う。 このことを前提として、「 2 - (2) 国内における水銀の大気排出」で「廃棄物焼却施設が約 2 4 %」「石炭火力発電所が約 5 %」というデータが示されたが、おおいに注目すべきデータだと思っている。消費者・市民として、そうではないかという思いはあったがなかなか知る機会がなかったので、やはりそうかという思いである。関係機関は、今後、インベントリーの作成を行うなかで、このようなデータについてよりくわしく正確に知らせる義務があると指摘したい。	国においてはこれまでも水銀大気排出インベントリーを作成し公表してきたところですが、引き続き、作成・維持し、今後はよりわかりやすく公表するように努めるべきと考えます。
3 . (3) 国及び地方公共団体の責務			
94	P9~10	国内においては従来同様着実に排出抑制していくことが必要であるが、全地球規模で排出抑制を進めていく必要があること、また、昨今、我が国においても越境汚染の影響が報じられていることを考慮すると、国内における排出抑制の視点だけではなく、我が国が有する先進的なノウハウを活用して、対策が途上段階にある各国への支援強化の視点を強化すべきであり、我が国の国益にも資するものと考えます。	水俣条約の趣旨を踏まえ、地球全体での水銀排出量を削減していくためには、民間事業者の協力も得つつ、開発途上国に対し、能力形成及び技術援助等の支援を行っていくことが必要であると考えます。
95	P9	「利用可能な最良の技術 (BAT)」の採用について 技術の採用 (導入)、すなわち、排ガス処理設備等の導入は、コストも時間もかかることから、導入したら、10 年以上利用することが想定される。そのため、技術の導入時には、可能な限り最良の技術を導入できるよう、経済的に誘導していくことが有効である。	規制対象施設の設置者が排出抑制措置を講ずることを促進するための金融・税制上の支援措置を講じていくべきと考えますが、具体的な措置については今後検討すべきと考えます。
96	P9	< 本文 > 「水銀排出抑制技術に関する情報の収集整理、国民に対する普及啓発等の必要な施策を着実に講じていくとともに、規制対象施設の設置者が排出抑制措置を講ずることを促進するために金融・税制上の支援措置を講ずる」 < 意見 > ・水銀による環境汚染と健康被害を防止するため、上記取組をぜひ進めていただきたい。	国民に対する普及啓発等の施策や、規制対象施設の設置者が排出抑制措置を講ずることを促進するための金融・税制上の支援措置を講じていくべきと考えます。
97	P9	廃棄物処理施設において最良の技術を適用するにあたっては、金融・税制上だけの支援ではなく、技術的・財政的な支援策も必要である。	国民に対する普及啓発等の施策や、規制対象施設の設置者が排出抑制措置を講ずることを促進するための金融・税制上の支援措置を講ずるとともに、水銀排出抑制技術に関する情報の収集整理等の技術的な支援も必要であると考えます。
98	P9	地方公共団体がそれぞれの地域にある水銀取扱い施設や操作等による水銀排出を「最小化」(ゼロ・エミッション) するための規制等が実効性をもって実施できるように、国は現行法令改正や制度的・技術的・財政的な支援を行うべきである。	
99	P5 P7 P9	水銀大気排出規制における排出基準値の設定に当たっては、水俣条約第 8 条第 4 項を踏まえた「利用可能な最良の技術に適合」した値に設定することから、さらにその先には「最小化」技術の開発と導入を目指すべきである。	ご指摘のような技術開発等を促進していくべきと考えます。 また、水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策としては、条約の附属書 D 対象施設を

No	該当ページ	意見全文	回答
		<p>度々既述しているように、水銀排出総量の「最小化」(ゼロ・エミッション)を目標として必要な技術開発と適用を検討すべきである。また、そのためには水銀排出の可能性のある製品や生産工程、取扱施設等を網羅的に調査把握して規制対象に加えることと、それらの排出インベントリを精度高く算出するために、水銀含有量の分析、排ガスの連続測定等の導入を検討すべきである。</p>	<p>排出規制の対象とすることが適切と考えます。</p> <p>測定方法については、規制の対象となる事業者及び規制を実施する行政双方に対して過度な負担を強いることのない合理的な測定方法となるよう、今後検討を行うことが必要と考えます。</p>
その他			
100	P10	<p>「UNEPにおいては～しておく必要がある。」</p> <p>中央環境審議会から付議されていない内容について本文中に言及する必要は無いと考える。記載するのであれば、その理由を示すべきである。</p>	<p>中央環境審議会から付議された事項ではありませんが、これまでの小委員会の場において、水銀以外の水銀と同様の特性を有する物質(鉛、カドミウム等)についても規制対象とすべきか問題提起があったという議論の経緯を踏まえ、「その他」として記載しているものであり、原案通りとすることが適切と考えます。</p>